

「第7回神戸川の河川環境等に関する協議会」以降の経過

斐伊川神戸川対策課

元号	年	月日	主な事項
平成	25	3.29	県が「神戸川の潮発電所の水利使用に関する調整会議」（以下、調整会議）を設置 県、出雲市、飯南町、美郷町で構成
	29	3.10	調整会議は、県・出雲市・飯南町・美郷町・中国電力で確認書を締結 ・中国電力は、来島ダムから神戸川へ環境放流 2t/秒を実施 ・中国電力は、来島ダム貯水池で水質改善対策を実施 ・県は、河川環境を協議する協議会を設置 ・水利権許可は 10 年間（令和 9 年 3 月末まで）、令和 3 年度に中間検討
	29	6.28	確認書を受けて「神戸川の河川環境等に関する協議会」（以下、協議会）を設置
	31	3.25	第 5 回協議会において幹事会の設置を決定
令和	3	12.23	第 7 回協議会を開催、調整会議への意見をとりまとめ
	4	3.24	調整会議を開催。中間検討の結果 1. 協議会において、引き続き、河川環境に関する情報共有・意見交換を行い、関係者間の信頼醸成を図ること。 2. 協議会の意見を踏まえ、 ①神戸川の河川環境について、協議会での協議を継続 ②神戸川の河川環境等に関する協議を行うため、必要な調査を、学識者等の助言を受け実施し、調査結果を協議会へ報告 ③中国電力の取組みについて、取組みを継続
	4	5.20	第 14 回幹事会 河川環境調査について意見交換 歴史的経緯の整理の進め方について協議
		7.7	第 15 回幹事会 歴史的経緯の整理（S58 年確認書締結までの経緯を検証） 河川環境調査について意見交換（三瓶委員出席）
		8.23	第 16 回幹事会 歴史的経緯の整理（S58 年確認書の経緯、履行状況等）
		8.25	「神戸川の河川環境調査に関する専門家委員会」（以下、専門家委員会）のヒヤリングに流域住民代表委員（出雲市）、中国電力が出席し、河川環境調査（モニタリング調査）について意見・要望を述べた。
		10.13	第 17 回幹事会 歴史的経緯の整理を行い、提起された課題について、県、出雲市、中国電力が回答
		11.28	第 18 回幹事会 河川環境調査について、「専門家委員会」三瓶座長と意見交換
	5	1.19	第 19 回幹事会 第 8 回協議会の開催について協議 歴史的経緯について整理を行い、提起された問題に、県、出雲市が再度説明
		3.9	第 20 回幹事会 第 8 回協議会の議事について協議
		3.23	第 8 回協議会を開催